

日本税政連

発行所
日本税理士
政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
池野 光弘

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

税制改正

国会陳情実績 733件

各単位税政連 昨年を上回る

日本税理士政治連盟(小林健一理事長)は1月14日、千代田区彦根町にある参議院議員会館において、幹事会(小林健一理事長)を主催し、各単位税政連の参議院議員会館にお



あいさつする小島会長

政連会長が臨席した。小島忠男会長は会議の冒頭、今夏に行われる第24回参議院議員通常選挙について、地域に密着した各単位税政連の活動が大切であると力強く述べた。会議では、小林幹事長の議事進行のもと、平成28年度税制改正への対応等について報告がされた。また、各単

参院選に向け準備

選挙関連法研修会を開催



日税政は、1月25日、理士会館において、日税政の幹事会、東京税政の小島忠男会長、正副幹事長及び幹事、単位税政連選挙関係担当者などに対する選挙関連法研修会を実施した。第24回参議院議員通常選挙を控え、税政連活動や後援会活動を行うに際して、法令違反



都内のホテルで盛大に行われた新年賀詞交歓会

主な内容

記事・通常国会が開幕
記事・民主税理士制度推進議員連盟に出席
資料・平成28年度税制改正大綱実現項目
後援会より「木原幹議員」
「羽田雄一郎議員」

日税連賀詞交歓会に出席

国会議員との懇親深める

1月14日、品川区の東京マリオットホテルにおいて、日本税理士会連合会の新年賀詞交歓会が開催され、日税連の小島忠男会長ら役員が参加した。当日は、単位税政連会長と日税政幹事が、日税連役員とともに出席し、国会議員との懇親を深めた。本年も来賓として、高市早苗総務大臣、岡



あいさつする遠藤利明五輪担当大臣



小島会長(左)と懇談する高市早苗総務大臣

針葉樹

昨年末のお歳暮やおせち、年越しそばはウェブサイトで注文した。おかげで大晦日の昼には大掃除を終え、吉田類の番組「酒場放浪記」で龍馬や無村の足跡を辿り、四国お遍路の旅をしながら早めの乾杯となった。元旦は、有効期限が迫るポイントやネットを交換した。店頭に出向く時間が浮く。ITは都会と地方の距離も縮める。ネット環境が整備されることで、ビジネスの場が都心である必要性はなくなった。Iターンで地方に移住し起業する人もいる。クラウドファンディングは、資金や人脈は乏しいが独創的な発想や社会的起業を志す起業家を支援する仕組みだ。集落の古民家や古い町並み、伝統産業を見直す動きもある。食の安全性への探究心は、農業等の可能性を広げる。ネットはそれらの魅力を伝える有力なツールだ。東京一極集中とは逆の流れ、多様な価値観が生まれていると感ずる。さて、年末年始はテレビで旅気分を味わって終わりではない。オリジナルな旅を計画していたのだ。春になったら、ポイントで交換した活動量計を携帯して町歩き食べ歩きに出かけよう。

バッジをつけた者どうしの仲間意識が支え合う力となります。

63年前の西日本の大水害が設立のきっかけでした。
「助け合いの精神」を大切に運営して参りました。
お勧めする保険・年金制度は、災害見舞金制度を支えるため。
見舞金は加入者様にご負担いただく制度運営費で賄っております。
日本税理士共済会は、バッジを胸にする者どうしの仲間意識で支えられています。
「助け合い」を支えるお心に感謝しております。



申込受付中

詳細のお問合せ
お申込みは

にちげいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会

検索

第190回通常国会が開幕

税制改正法案の動向注視

1月4日、第190回通常国会(会期は6月1日までの150日間)が開幕した。平成28年度税制改正法案が1月15日召集となる。最も早い召集となる。政府は12月24日、平成28年度税制改正大綱を閣議決定後、税制改正法案を今国会の会期中に提出し、年度末までの成立を目指している。

消費税 単一税率維持を要望 民・維ヒアリングに出席

日税政の小林幹事長、内藤信子政策委員、渡邊輝男国対委員長は1月19日、国会内で行われた税制ヒアリングに日税連の瀬上富雄専務理事、平井貴昭調査研究部副部長とともに出席した。この会議は軽減税率や

課税は中小企業に導入しないこと③所得税の給与所得控除・公的年金等控除を見直すこと④の3点を重点項目として国会議員への陳情を行ってきた。またその中でも軽減税率に関しては、中小企業の事務負担が増加することや低所得者対策として非効率であることなどから、単一税率の維持を主張してきた。

政治資金監査 指導者研修会に出席

内藤政策、渡邊国対両委員長



日税政の内藤政策委員長と渡邊国対委員長は1月21日、日税連公益活動対策部(遠山喜一郎部長)が日本税理士会館で開催した平成27年度政治資金監査指導者研修会に出席した。この研修会は、政治資金監査について、税理士会等において指導的立場で活動する会員を養成することを目的としたもので、政治資金監査の具体的な進め方や監査報告書や監査報告書の作成上の留意点などについて理解を深めた。

27年度政治資金監査指導者研修会に出席した日税連の小林幹事長、内藤信子政策委員、渡邊輝男国対委員長は1月19日、国会内で行われた税制ヒアリングに日税連の瀬上富雄専務理事、平井貴昭調査研究部副部長とともに出席した。この会議は軽減税率や

その後の最重要事項の中で消費税率の単一税率については、軽減税率を導入した場合に生じる過重な事務負担や、低所得者対策として導入されるにも関わらず、その恩恵の約9割が低所得者以外に及ぶという問題を説明するなど、法案が可決されるまでその維持を主張していくことを強調した。その具体例として、イギリスの税制改革指針「マースリーズレビュー」やEUが

字星

今年のは、自由民主党、民進党、今夏は参院選が主役は内 主役は多くの議員ある。選挙権年齢の申であ 諸氏に、国会陳情や18歳への引き下げ、申年 後援会活動を通じて鳥取島根、徳島高知の選挙区合区による初めの選挙になる。衆参同日選の観測もあって気が抜けない。推薦候補者全員当選を願うものである。

青天の霹靂

東京地方 中川 公登 議員定数や一票の価値が話題となる。地方からの意見も含めて国民的議論が大切である。青天の霹靂といふことのないように日々の仕事に緊張感を持ち続けて行きたいと思う。

議員連盟ニュース

連名メンバーは2500人(衆議院議員198人、参議院議員60人)となった。(平成28年1月19日現在) 酒井庸行 参事知選挙区

日税政の動き

1・13 日本公認会計士協会新年賀詞交歓パーティに小島会長が出席
1・18 広報委員会 会報の企画・編集
1・21 平成27年度政治資金監査指導者研修会
1・25 幹事会 選挙対策について他/選挙関係役員が出席
1・26 民主党税理士制度推進議員連盟総会に小島会長他関係役員が出席/公明党との政策懇話会に小島会長他関係役員が出席
1・30 民主党2016年度定期大会に小島会長が出席
加茂 武氏(日税政顧問) 12月21日に逝去。享年87歳。
加茂氏は、昭和54年から昭和56年まで日税政会長を、昭和56年から日税政顧問を、平成元年から平成3年まで日税政総務を務めた。

事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

2015年度 中途加入募集要項

- ◆募集期間 毎月末日(土日祝日に当たる場合はその前日)を締切日とします。ただし、2016年3月31日(木)をもって中途加入の申込みを締め切ります。
- ◆加入対象者 開業税理士・税理士法人・直接受任業務を行う所属税理士
- ◆保険の責任期間 保険料払込日の翌月1日午後4時～2016年7月1日午後4時
- ◆保険料 保険の種類(個人用・法人用)、契約タイプ(1請求支払限度額500万円～3億円)、事務所総人数等によって保険料が異なります。*保険料計算シミュレーターをホームページに掲載しています。
- ◆加入手続 払込取扱票(加入依頼書)に必要事項をご記入のうえ、毎月締切日までに保険料をお払込みください。*加入依頼書を送付しますので、取扱代理店にご請求ください。

この保険は、日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士会会員を記名被保険者とする団体契約の賠償責任保険です。

中途加入の おすすめ 2015年度

所属税理士会	引受保険会社
東京、東京地方、千葉県 関東信越、北海道、東北	[東日本幹事] 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第二課 TEL.03-3593-6453
近畿、名古屋、東海、北陸 中国、四国、九州北部 南九州、沖縄	[西日本幹事] 東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部法人第二課 TEL.03-3515-4153

◎この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

株式会社 日税連保険サービス 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 ☎0120-320-912 http://www.zeirishi-hoken.co.jp

平成28年度与党税制改正大綱に 取り上げられた建議項目等

平成28年1月14日 日本税理士会連合会

重要建議項目(2) 外に形標準課税は中小法人に導入しないこと(建議書はじめ)

中小法人は、大法人と比較すると財務基盤が弱く欠損法人割合も高い。したがって、相対力の観点から、外形標準課税を中小法人に導入すべきではない。

また、外形標準課税の課税標準の一つである付加価値制の大半は給与であり、中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高いことから、中小法人に外形標準課税が導入された場合には、中小法人の雇用にも影響を及ぼすことになる。さらに、東京都などの都市部の税収が一層増加することから、地域間格差がより拡大するおそれがある。

1・外形標準課税制度は中小法人には導入しないこと。(建議書P6)

事業税の外形標準課税は、事業に対する利益課税としての事業税の性格の明確化、都道府県の税収の安定的確保、さらには、赤字法人に対する課税の適正化に資するため、資本金の額一億円超の法人に対して導入され、平成27年度税制改正で、法人税率の引下げに伴う財源確保として課税範囲及び税率の見直しが行われた。

中小法人に関する適用

金を受給時に公的年金等控除を適用することは二重控除とみることができ、課税制度となっていない課税制度と見直しを要する。また、社会保障費増大への対策はわが国の喫緊の課題である。

さらに、適切な課税への課税標準を維持するために、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用についても早急に見直しを行う必要がある。

7・公的年金等に対する課税を見直すこと。(建議書P8)

(1) 独立した所得区分の公的年金等は、現在雑所得に分類されているが、所得の計算も公的年金等控除額を控除するなど、他の雑所得とは異なる計算が行われており、雑所得に分類する意義はない。また、その他の雑所得の損失と「公的年金等に係る所得」を雑所得内で通算すること合理的ではない。今後、年金受給者の数が増加することから、今以上に課税の公平や納税手続きの簡便性を図ることが要請される。したがって、公的年金等は、独立した所得区分とすべきである。

(2) 公的年金等控除額の見直し

公的年金等への課税は、拠出時には社会保険料控除として全額控除され、給付時には公的年金

等控除が適用されることである。課税制度と見直しを要する。また、社会保障費増大への対策はわが国の喫緊の課題である。

また、公的年金等控除についても、公的年金収入に対応する必要経費がないこと、拠出時に社会保険料控除を適用し、年

度以降の税制改正において、①減価償却の定額法への一本化、②法人事業税の損金不算入化、③中小法人における法人税の軽減税率・欠損繰越控除の控除限度・特定同族会社の留保金課税・事業税の外形標準課税などについて検討を行うこととされている。

これらの項目を検討する際には、中小法人の実態を十分に踏まえるべきである。

また、所得の金額、純資産の額、資本金等の額、従業員の数などを基準として、必ずしも相対力が乏しいと認められない法人については中小法人の範囲から除外すべきである。

8 今後の税制改正について

1 年金課税について

年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえて、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

今後の税制改正についての基本的な考え方【中小法人税制】(建議書P1)

平成27年度において、中小法人への影響に配慮して、大法人を中心に欠損繰越控除の控除限度の引下げなどの改革が行われた。平成28

と成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、中小法人向けの制度全般にわたって、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

①法人実効税率「20%」の実現

「課税ベース」を拡大しつつ税率を引き下げる」という考えの下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

改革初年度の平成27年度税制改正においては、欠損繰越控除の段階的見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の段階的拡大及び租税特別措置の見直しにより財源を確保しつつ、税率を引き下げ、法人実効税率(従前34.6%)を平成27年度に32.1%とした。

(中略) これらの制度改革により財源を確保しつつ、法人税率(平成27年度23.9%)を、平成28年度に23.4%、更に平成30年度に23.2%に引き下げる。

(中略) この結果、国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.9%となり、目標としていた「20%」を改革2年目にして実現する。更に平成30年度には、29.7%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門

の内部留保(手元資金)の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。

経済界には、法人実効税率「20%」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足元では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保(手元資金)を活用して、投資拡大や賃上げ、更には取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。

に開始する事業年度について、23.2%とする。

今後の税制改正についての基本的な考え方【地方税】(建議書P3)

地方行政を安定的に運営するためには、税収が安定し、税源の偏在性が少ない地方税制を構築する必要がある。

1 平成28年度税制改正の基本的考え方

(前半省略) 地方分権の更なる推進とその基盤となる地方税財源の充実確保を図るとともに、地方法人課税のあり方の見直し等を通じて、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

2 地方法人課税の偏在の改正

(2) 地方法人税の税率の改正

地方法人税の税率を10.3%(現行:4.4%)に引き上げ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。平成29年度から、法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付する。

平成29年度から、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設する。

①道府県は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付する。

②都は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付し、特別区財政調整交付金の財源とする。

③上記①及び②の市町村に対する交付については、従業員数を基準として行う。

(注1) 平成29年度の①

及び②の交付率については、所要の経過措置を講ずる。

(注2) 平成29年度から平成31年度までの間の③の交付基準については、所要の経過措置を講ずる。

(5) その他

	現行		改正案	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

平成29年度から、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設する。

①道府県は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付する。

②都は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付し、特別区財政調整交付金の財源とする。

③上記①及び②の市町村に対する交付については、従業員数を基準として行う。

(注1) 平成29年度の①

当該除税証明書又は領収書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。

(注) 上記の改正は、平成30年分以後の所得税について適用する。

△税制改正大綱P101
 第二 平成28年度税制改正の具体的内容
 六 納税環境整備
 4 国税関係書類に係るスキヤナ保存制度の見直し

(国税)
 国税関係書類に係るスキヤナ保存制度について、次の見直しを行う。

(1) 国税関係書類(契約書、領収書等の重要書類に限る。以下「(1)」)において同じ。(2)の受領等をする者がスキヤナで読み取りを行う場合には、次に掲げる事項をスキヤナ保存に係る承認の要件とする。

① 国税関係書類の受領等後、当該受領等をする者が当該国税関係書類に署名を行った上で、特に速やか(3日以内)にタイムスタンプを付すこととする。
 ② 記録する国税関係書類が日本工業規格A列4番以下の大きさである場合には、国税関係書類の大きさに関係する情報の保存を要しないこととする。
 ③ 適正事務処理要件のうち、相互けん制要件及び定期検査要件について、次のとおりとする。
 イ 相互けん制要件に

ついて、国税関係書類の受領等をする者以外の者が記録事項の確認(必要に応じて原本の提出を求めることを含む。)を行うこととする。こととする。

ロ 定期検査要件について、定期検査をするまで必要とされている国税関係書類の原本保存を本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものにおいて行うこととする。

④ 小規模企業者(中小企業基本法に定める小規模企業者をいう。)である場合にあっては、上記③の定期検査要件について、税務代理人による検査とすることにより、上記⑤の相互けん制要件を不要とすることができるとする。

(2) その他
 ① スキヤナについて、原稿と一体となったものに限定する要件を廃止する。

② スキヤナに係る階調の要件について、デジタルカメラ、スマートフォン等の機器に対応した取扱いを行うこととする。
 ③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の「スキヤナ」とは、原稿をデジタル画像にデータ変換する入力装置を指し、デジタルカメラやスマートフォン等の機器も含まれる。
 (注2) 上記の改正は、平成28年9月30日以後に行う承認申請について適用する。

平成27年度税制改正で、中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げるようになった。この控除限度額等について、次の見直しを行う。

△税制改正大綱P57
 第二 平成28年度税制改正

1 成長志向の法人税改正
 (国税)

① 平成27年度税制改正において講じた青色申告書の提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書の提出しなかった事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額の段階的な引下げ措置について、次のとおりとする。

2 欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。(建議書P6)

平成27年度税制改正後		改正案	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成27年4月～平成28年3月	100分の65	平成27年4月～平成28年3月	100分の65
		平成28年4月～平成29年3月	100分の60
平成29年4月～平成30年3月	100分の50	平成29年4月～平成30年3月	100分の55
		平成30年4月～	100分の50

② 平成27年度税制改正において講じた次の措置(平成29年4月1日施行)について、平成30年4月1日から施行し、同日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用することとする。

イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の繰越期間を10年(現行：9年)に延長する措置

ロ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間を10年(現行：9年)に延長する措置

イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の繰越期間を10年(現行：9年)に延長する措置

イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の繰越期間を10年(現行：9年)に延長する措置

した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の欠損金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件における保存期間を10年(現行：9年)に延長する措置

ハ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を10年(現行：9年)に延長する措置

ニ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年(現行：9年)に延長する措置

20 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議書P14)

取引相場のない株式は、市場性や換価性が乏しいにも関わらず、上場株式と比べ割高な評価額となつており、このように割高な評価額は、同族会社の経営者にとっては深刻な問題となつており、特に取引相場のない株式以外に相続財産がない場合は納税負担が重く、事業継承自体が困難になる場合がある。最近の中小法人における経営の承継の円滑化のための施策に合わせ、評価の適正化を図るべきである。

△税制改正大綱P109
 第二 検討事項
 5 (前半省略) また、取引相場のない株式の評価については、企業の組織形態が業種や規模、上場・非上場の別により多様であることに留意しつつ、相続税法の時価主義の下で、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益および純資産という比率要素の適切なあり方について早急に総合的な検討を行う。

24 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。(建議書P15)

社会保険診療報酬等に関する支払いを受けた金額とこれに係る経費は、事業税の課税標準の計算から除外されている。この措置は、保険診療の安定化を図るため、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものであると言われている。しかし、すでに施行されて60年以上経過し、その目的は達成されたと考えられ、また過去の政府税制調査会の答申においても、その見直しの必要性が指摘されている。

したがって、事業税における社会保険診療報酬の課税除外の措置は、特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的な不公平を生じさせており、課税の公平の見地から廃止すべきである。

△税制改正大綱P110
 第三 検討事項
 13 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

28 マイナンバー制度を推進すること。(建議書P16)

(3) 給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票への個人番号の記載のあり方

所得税法施行規則により、本人交付用の源泉徴収票に個人番号を記載することとなっている。

受給者交付用の源泉徴収票は、本人の所得を証明する書類として、金融機関等に提出する必要がある。その場合に、受給者本人が個人番号をマスクするなどの加工を強制的に行うことは合理的ではない。

よって、本人交付用の源泉徴収票には個人番号の記載を原則不要とし、受給者からの申出があった場合にのみ例外的に個人番号を記載することができるとする方法とすべきである。

13 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

28 マイナンバー制度を推進すること。(建議書P16)

(3) 給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票への個人番号の記載のあり方

所得税法施行規則により、本人交付用の源泉徴収票に個人番号を記載することとなっている。

よって、本人交付用の源泉徴収票には個人番号の記載を原則不要とし、受給者からの申出があった場合にのみ例外的に個人番号を記載することができるとする方法とすべきである。

13 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

28 マイナンバー制度を推進すること。(建議書P16)

(3) 給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票への個人番号の記載のあり方

所得税法施行規則により、本人交付用の源泉徴収票に個人番号を記載することとなっている。

よって、本人交付用の源泉徴収票には個人番号の記載を原則不要とし、受給者からの申出があった場合にのみ例外的に個人番号を記載することができるとする方法とすべきである。

達人クラウド

—税理士専用仮想デスクトップサービス—

達人シリーズ (財務ソフト)

+ TACTICS財務 (財務ソフト)

+ 達人Cube (オンラインサービス)

全国税理士データ通信協同組合連合会 (財務大臣認可)

Tel: 03-3350-4522 FAX: 03-3350-4628

達人クラウドは全国税理士データ通信協同組合連合会の組合員向けサービスです。達人シリーズ、TACTICS財務、達人Cubeは別途お申し込みが必要です。

インターネット

端末交換ですぐに復元が可能

最先端

- いつでも、どの端末からでも利用可能
- 週末内にデータが保存されないため週末失脚の情報を漏れリスクを軽減

データセンター

ITの専門家がサポート

「達人クラウド」では、OSもアプリも作業データも、すべてNTTデータの堅牢なデータセンター(国内)にお預かりすることで、会計事務所でのIT環境のセキュリティ対策、防災対策をまとめて実現します。

お問い合わせ・資料請求 ▶▶▶ <http://www.zenkoku-data.net>
E-mail jim-k@zenkoku-data.net

後援会だより

羽田 雄一郎 後援会

(参議院議員長野選挙区 民主党)

設立 平成24年10月
会長 山浦 雅雄

羽田雄一郎議員は、引退された元内閣総理大臣羽田孜衆議院議員の御子息であり、現在

後援会役員

会長 山浦 雅雄



副会長 横沢 正朗
幹事長 長井 哲朗

4期目です。その間国間もない後援会です。交通大臣、民主党参議院幹事長等を歴任し、48歳の若さにも係わらず経験豊富な国会議員であります。同後援会は昭和53年6月に設立された元衆議院議員の羽田孜後援会の組織を引き継ぎ、関東信越税理士会上田支部の全会員により平成24年10月に設立されました。設立後3年の

今年7月の改選ではなく2019年の改選となります。いずれにいたしましても長野選挙区はきびしい状況となりました。父上の時代より引き継いだ選挙地盤は、今年のNHK大河ドラマ真田丸で描かれる上田市及び小県郡であります。父上の引退後、上田支部管内では衆議院議員はおりませんので、羽田議員は上田小県地方の唯一の国会議員であります。後援会活動は毎年10月に長野県税理士政治連盟開催の陳情活動及び勉強会を開催し、政治連盟の要望事項にご理解をいただいております。

羽田議員からのメッセージ

国民生活に直結する税制を通じ、地域の中



【略歴】昭和42年生まれ。玉川大学文学部卒、平成11年参議院議員に初当選、現在4期目、参議院国土交通委員長、参議院国会対策委員長、国土交通大臣、民主党参議院幹事長を歴任。現在は民主党企業団体対策委員長。



羽田雄一郎議員と後援会員



羽田議員を囲んで

木原 稔 後援会

(衆議院議員熊本1区 自民党)

設立 平成26年1月
会長 大塚 二郎

税理士による木原稔後援会は、平成26年1月27日に設立されました。設立当初の会員数

後援会役員

会長 大塚 二郎



副会長 幸一 優弘
// 隈部 東
幹事長 岡本 稲洋

は熊本西支部・熊本東支部の合計40名でした。現在は60名を超えています。木原議員は、サラリーマンの家庭に生まれ、地盤も看板も何もあつたわけではなく、世の中の理不尽さに対する政治による変革を目指し強い意志で一念発起し一般公募で政治家になりました。高校時代はハンドボール部主

今年7月の改選ではなく2019年の改選となります。いずれにいたしましても長野選挙区はきびしい状況となりました。父上の時代より引き継いだ選挙地盤は、今年のNHK大河ドラマ真田丸で描かれる上田市及び小県郡であります。父上の引退後、上田支部管内では衆議院議員はおりませんので、羽田議員は上田小県地方の唯一の国会議員であります。後援会活動は毎年10月に長野県税理士政治連盟開催の陳情活動及び勉強会を開催し、政治連盟の要望事項にご理解をいただいております。

木原議員からのメッセージ

日頃より税理士による後援会のご支援に感謝申し上げます。アベノミクスの地方への波及、地方創生の鍵は中小企業・小規模事業者の躍進です。地域経済の実態に詳しい先生方のご指導ご助言をよろしくお願い申し上げます。



【略歴】昭和44年熊本市生まれ。平成5年早稲田大学教育学部卒業。平成16年に日本航空を退社後、自民党神奈川県連「かながわ政治大学校」に在籍。平成17年第44回衆議院議員選挙に一般公募により自民党熊本1区から出馬し初当選（現在3期目）。防衛大臣政務官、自民党青年局長を歴任し、現在は、文部科学部会長。



木原後援会設立総会の様子



木原議員に要望書を手交



円滑な事業承継を実現し、会員の暮らしを守る全税共の事業

全税共はVIPと年金の普及を図り、税理士業界と関与先の発展に貢献しています

VIP大型総合保障制度

◆経営者大型保険

(集団扱定期保険)
・掛捨ての割安な保険料で入院や手術を含む総合的な保障をする保険

◆経営者保険総合プラン

・経営者等の生涯保障のために終身保険、養老保険など多彩な商品を用意

◆経営者スーパープラン

・生活習慣病保障に重点をおいた保険や介護保険など様々なニーズに応える医療保険全般

◀募集保険会社▶

- ・朝日生命・第一生命・日本生命
- ・明治安田生命・住友生命・ジブラルタ生命
- ・メットライフ生命・エヌエヌ生命・アフラック
- ・損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
- ・アクサ生命・富国生命・オリックス生命
- ・三井住友海上あいおい生命



◆団体所得補償保険

・突然の病気やケガで就業できなくなったときの収入を補償
(無事故戻し20%)

◀引受保険会社▶
・損害保険ジャパン日本興亜
・東京海上日動火災

保険料は30%の団体割引料率適用

◆団体長期障害所得補償保険

・長期にわたる就業不能時の収入を補償

◀引受保険会社▶
・損害保険ジャパン日本興亜

保険料は30%の団体割引料率適用

◆新・団体医療保険

・入院1日目から補償
・日帰り入院も補償
(一入院最高120日、通算1000日まで補償)

◀引受保険会社▶
・損害保険ジャパン日本興亜

保険料は30%の団体割引料率適用

全税共年金 (拠出型企業年金保険)

■掛金

月々1万円から生活設計に合わせて自由に設定

新規加入	月払	1口5千円で2口以上40口まで
	一括払	1口10万円で任意の口数(月払と併用)
増口	月払	毎月お取扱い
	一括払	年2回(1月・7月)及び年金請求時のお取扱い
減口	月払	年2回(1月・7月)2口以上を残し1口単位で減口可能

■年金の受取方法

給付金請求時に次の3通りから選択

- 1) 10年確定年金
- 2) 15年確定年金
- 3) 10年保証期間付終身年金

※年金に代えて一時金でも受取ることができます

◀引受保険会社▶

- ・第一生命・明治安田生命・日本生命・住友生命
- ・富国生命

全税共の会員向けサービス



PET検査

がんの早期発見に有効です



人間ドック

身体の定期検査にお勧めです

全税共事務代行者：(株)日税ビジネスサービス
優待料金でご案内 **03-3345-0888**

電話による税の無料相談

共催 日本税理士会連合会
(公財)日本税務研究センター
支援 全国税理士共栄会
(公財)日本税務研究センター内
(直通)**03-3492-6016**

介護無料相談

業務委託先：
損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス(株)
全税共会員専用フリーダイヤル
0120-009-737

健康相談 セカンドオピニオン

提携先：T-PEC(株)
全税共事務代行者：
(株)日税ビジネスサービス
03-3345-0888
全税共会員は入会金が割引に

ホームセキュリティ

提携先：セコム(株)
セコムホームマーケットデスク
※0120-756-892
ご契約いただくと全税共会員限定の特典付

みまもりサポート

提携先：総合警備保障(株)
ALSOKテレフォンサービスセンター
※0120-39-2413
全税共会員限定の割引有

※全税共会員であることをお伝えください。



きんげんていよのすけ
金原亭世之介氏

第3回「全税共文化サロン」開催のご案内

きんげんていよのすけ
講師 金原亭世之介氏 (落語家 大正大学客員教授)

日時：平成28年4月19日(火) 午後3時30分～午後4時30分

場所：日本税理士会館10F「ホール」(予定) 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8

講演内容：落語

定員：80名(先着順)※定員になり次第締切 参加費：無料

お問合せ・お申込み方法：全税共事務局(03-5740-8331)

主催：全国税理士共栄会 協賛：公益財団法人 全国税理士共栄会文化財団

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>